

広報

ことうら

11

No.87  
2011.11.1



## 琴浦の新たな顔 物産館ことうらオープン

(関連記事：17ページ)

### contents — 主な内容 —

- DV・児童虐待防止 …… 2～3
- あなたの税で住みよい町に …… 4～5
- 平成24年度入園児募集 …… 6
- 子ども手当が変更／新しい人権擁護委員ご紹介 …… 7
- 第2回ミニトマト料理コンテスト …… 9
- 町の人事行政状況 …… 10～11
- 各地区の町民運動会 …… 12～13
- インフォメーション …… 21～25
- おすすめメニュー …… 26

# 暴力のない琴浦町であるために……



## DV・児童虐待を許さない

近年、DVや児童虐待といった身近な人からの暴力が大きな社会問題となっています。11月には、暴力のない社会づくりをめざしてさまざまな運動が行われます。より住み良い家庭・地域づくりを実現するのに、私たちにどんなことができるのでしょうか？

11月12日～25日は

「女性に対する暴力を

なくす運動」期間です

### ●DVとは？

DVという言葉をご存知でしょうか。DVはドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人などと、親しい関係にある人から振るわれる暴力のことです。暴力というと、なぐる・けるなどの身体的暴力が連想されがちですが、DVには、無視・脅迫などの精神的暴力や、性的関係の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれます。

### ●相談件数の増加

鳥取県に寄せられた女性相談のうちDVについての相談件数は増加傾向にあり、ここ2年は年間900件以上の相談が寄せられています。

また平成21年度の調査では、男性の50人に1人、女性の16人に1人は、過去5年間に配偶者・パートナーからDVの被害を受けたことがあると答えています。

DVは「他人ごと」ではない身近な問題なのです。

11月は児童虐待

防止月間です

### 児童虐待とは

- 身体的虐待…なぐる、ける、やけどを負わせる など
- 性的虐待…性的行為を強いる、性器を見せる など
- ネグレクト…食事を与えない、ひどく不潔にする など
- 心理的虐待…言葉による脅し、無視や拒否的な態度 など

### ●相談対応件数の増加

DV同様、児童虐待に関する相談対応件数も年々増加しています。平成22年度には鳥取県では49件もの相談対応がありました。また全国的には、児童虐待で子どもの命が奪われるなど、重大な事件も後を絶ちません。

# 私たちに何ができるのでしょうか？

DV・虐待ともに、その多くが家庭内で行われる暴力であり、普段の生活の中で表面化しにくいという特徴があります。

鳥取県DV予防啓発支援員の井上耐子さんにお話をうかがいました。

## DV・虐待の問題に関わるようになったきっかけは

「同和教育や男女共同参画を学んでいくうちに自然とDV・虐待の問題に関わるようになりました。暴力は相手が誰であっても許されないものだと思います。みんなが「幸せ」になってほしいという思いで活動しています。」

## 私たちにできることは？

地域全体でDV・虐待への理解を深める機会を持つことが大切です。暴力被害を受けた方が近所の方を頼りにされる場合も多いことを考えると、地域ぐるみの取り組みが重要になると思います。

また相談を受けた時には、じっくり話を聞いてあげましょう。そして今後どうしたら良いか一緒に考えましょう。

被害者や相談を受けた方が利用できる相談機関がありますので、1人で悩まず相談ください。

## 相談・通報窓口のご案内

DV・虐待はひとりでは、また、ひとつの機関のみで解決することのできない深刻な問題です。機関同士の連携や地域の理解と協力が必要です。

また、DVを発見した場合には通報努力義務が、虐待を発見した場合には通報義務が法律で課せられています。通報もあなたにできる協力のひとつなのです。

### 【DV被害】心と女性の相談室

(中部総合事務所内)

TEL 23-3147

TEL 23-3152

### 男女共同参画センター

よりん彩センター相談室

TEL 23-3939

### 【児童虐待】倉吉児童相談所

TEL 23-1141

TEL 23-1141

### 【身近な相談先】町民生活課

平日(午前8時30分

～午後5時15分)

TEL 52-1703

夜間・休日

児童虐待・DV相談

電話

TEL 080-5621-1703

## 危険を感じたら警察署 110番通報

## 一人で悩まず相談を

DV・虐待は解決の難しい問題です。一人で抱え込まず相談機関の支援をご利用ください。

## みんなで考えてみませんか？

琴浦町男女共同参画推進会議・町・町教育委員会は、暴力のない住み良い地域づくりをめざして、左記のフォーラムを開催します。

とき 11月24日(木)

午後7時～9時

ところ まなびタウンとうはく

内容

報告

「DV相談の現状と実際」

よりん彩相談員

繁原美保さん

講演

「DV・デートDV・

虐待を防ぐために」

～ 私たちができること～

社会心理学講師

市場恵子さん



# あなたの税で住みよい町に

11月1日から17日は「税を考える週間」です。住んでよかったと実感できる町づくりを実現するために必要な納税についての取組みを現在の状況とともに紹介します。

## 納税貯蓄組合の役割が平成24年1月から変わります

- ◇納税者のプライバシー保護の観点より、役場からの納税通知書・納付書の配付は、納税者に郵送し、納税貯蓄組合への収納業務の依頼を取り止めます！
- ◇現金納付をされている方は、口座振替にされるか、個人で直接納めてください
- ◇納税貯蓄組合では、引き続き租税教育と口座振替の推進の活動を行います！

## 今後の納税貯蓄組合

納税貯蓄組合法の誕生から今年で60年を迎えます。納税貯蓄組合長には、納税貯蓄組合の活動目標の「納期内納付」の呼びかけを通して口座振替の普及の活動をしていただき、納税者の約80%が利用されるようになり、自主納付意識の醸成に努めていただきました。その結果「納税貯蓄組合の収納代行業務は減っており、収納率に寄与しなくなりました」という声が上がってきていました。

鳥取県の「事業棚卸し」（鳥取県版事業仕分け）により、県からの納税貯蓄組合の補助金（単位組合対象）が平成24年度から廃止になります。それに伴い琴浦町では納税者のプライバシー保護の観点から、役場からの納税通知書・納付書の配付、収納代行業務の納税貯蓄組合への依頼を取り止めます。

引き続き、琴浦町納税貯蓄組合では、「納期内納付」を通じて国・県・町財政の健全化に寄与することにも、正しい税知識の普及に努め社会に貢献することを目的に活動を続けます。その一環として次世代を担う中学生のみなさんに、「自ら税」について考え、正しい税知識を学んでいただくために、毎年「中学生の税についての作文・習字」コンクールへの応募の働きかけを行っています。

みなさんの納める税金は、国や都道府県・市町村が活動するための基礎となるもので、住みよいまちづくりのために必要なものです。

「税は社会の共通経費（会費）」と言われています。「税」が地域の元気の源となるよう、そして、納税貯蓄組合も

### 琴浦町納税貯蓄組合の事業見直し概要

団体名	種目	平成23年度まで	平成24年度以降
町納税貯蓄組合連合会	組織	あり	あり
	町補助金	27万円	27万円
	会費	59,760円(一人当たり 20円)	廃止
	県補助金	廃止(H22年度まで実績43,000円)	—
各地区納税貯蓄組合	組織	あり	あり
	県補助金	878,700円(H23年度町全体実績)	廃止
単位組合(各部落)	組織	あり、毎年納税貯蓄組合長選任	あり、選任
	県補助金	878,700円 (会費と各地区納税貯蓄組合の事務費を引いたところを単位組合に交付される)	廃止
	納税貯蓄組合長報償金	◆組合長報償金の算出基礎 組合長1人(年額)3,000円と 組合員1人(世帯)につき [170円(現金納付の場合)] [100円(口座振替の場合)]の合計額	廃止 ※ただし、収納業務(納付書など配付・現金徴収)を行う単位組合は報償金を交付する
	役割の内容	納税通知書・納付書配付、収税業務、租税教育研修等、口座振替推進	「租税教育の推進、正しい税知識の普及及び納税思想の高揚」活動

**琴浦町納税貯蓄組合の  
取り組みを紹介します**

七夕の会(女性部研修会)



町文化祭に展示  
「中学生の税についての  
作文・習字コンクール」  
優秀作品



地域の発展につながるように  
努めますのでご理解とご協力  
をよろしくお願いします。

**口座振替による納税**

口座振替を利用されると、  
役場や金融機関にわざわざ出  
向いていただくなくても納税  
することができます。

また、納税のし忘れを防ぐ  
ことができるので、うっかり  
納期限を過ぎてしまうこと  
もありません。便利で確実な  
口座振替をぜひご利用くだ  
さい。

**口座振替の方法は？**

口座振替を希望される金融  
機関窓口で「口座振替依頼書」  
に必要事項を記入のうえ、銀  
行印を押印して提出してく  
ださい。

【必要なもの】①預(貯)金  
通帳 ②通帳の届出印 ③納  
付通知書

※「口座振替依頼書」は金融  
機関窓口または役場窓口にあ  
ります。

問合せ先・税務課

TEL 52-11712

**徴収の取組みと強化**

税の基本は公平・公正で  
す。琴浦町では、納期限まで  
に納付されなかった方につい  
ては、督促状の発送、納付の  
催告(文書・訪問・呼び出し・  
電話など)を徹底し、それで  
も納税にご理解とご協力いた  
だけなかつた方については、  
町独自で滞納処分を執行する  
ための財産調査を行い、その  
結果をもとに差押えを執行し  
ます。なかでも、悪質と認め  
られる場合は、徴収専門の組  
織「中部ふるさと広域連合税  
務課」へ徴収委託をすること  
になります。

町の収入には、税金、使用  
料などさまざまなものがあり  
ますが、滞納額が年々増加し  
ています。

滞納に対しては、各課で滞  
納整理を行ってきましたが、  
平成22年度から一部の滞納者  
について、徴収事務を税務課  
に一元化し、徴収体制の合理  
化を図っています。

悪質な者に対しては、不公  
平感の蔓延(まんえん)・滞納連鎖を阻止

するため、厳格な法的措置(財  
産の差押え、裁判所への支払  
督促の申立て)を執行します。

**納税相談はお早めに**

失業、倒産、その他の事情  
で納付が困難になったとき  
は、法に定める徴収緩和措置  
の適用(猶予)、または分割  
納付により、一回あたりの納  
税額を軽くできる場合があります  
ますので、役場税務課にご相  
談ください。

また毎月1回、月末日(閉  
庁日を除く)に税務課内に「夜  
間納税相談窓口」を開設して  
います。

**倉吉税務署からのお知らせ**

**「税を考える週間」**

**テーマ「税の役割と税務署の仕事」**



国税庁では、毎年11月11日から17日を  
「税を考える週間」として、国税庁ホーム  
ページで、様々な情報を提供しています。  
私たちの暮らしを支える税について、  
ぜひこの機会に考えてみてください。

詳しくは [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

**税に関する作品展**

中学生・高校生から応募のあった税に  
関する習字や作文のうち、一部の作品を  
展示しています。

場所: パープルタウン

(1階東側イベントスペース)

期間: 11月16日(水)~11月23日(水)

平成22年度 町税等の収入額と未納額 (単位: 千円)

	調定額	収入額	未収額	収納率
町民税	672,242	639,736	32,506	95.16%
固定資産税	1,089,936	995,272	94,664	91.31%
軽自動車税	53,483	49,937	3,546	93.37%
国民健康保険税	575,173	459,451	115,722	79.88%
介護保険料	314,363	304,806	9,557	96.96%
後期高齢者医療保険料	129,427	128,642	785	99.39%
計	2,834,624	2,577,844	256,780	90.94%

# 平成24年度 保育園と認定こども園の入園児募集

**受付期間 11月7日(月)～22日(火)**

来年4月からの保育園等の入園の申し込みを下記のとおり受け付けます。

保護者は、希望する町内の保育園などへの入園を選択することができます。区域は設けませんので、入園を希望する園へ申し込んでください。また、来年4月以降(年度途中)に入園予定の方も、今回申し込みの手続きをしておいてください。手続きをされていない場合は、定員などの理由で、希望する時期に入園できない場合があります。

## ●手続きの方法

申込関係書類は、次の場所に置いていきます。

- ・役場町民生活課(本庁舎)
- ・分庁総合窓口係(分庁舎)
- ・教育委員会事務局(まなびタウンとはく3階)
- ・各保育園及び八橋幼稚園

所定の用紙に必要事項を記入して、入園を希望する園に直接申し込んでください。(やばせこども園については、八橋保育園または八橋幼稚園に申し込んでください。)

町外 of 保育園への入園については、町民生活課に申し込んでください。いずれの場合

も、入園が決まり次第、各ご家庭に通知します。

## ●保育園の入園基準

保育園に入園することができるのは、家庭で十分な保育を受けることができない乳幼児です。具体的には、保護者や家族の状況が、次のいずれかの基準に該当する場合があります。

- ・ 家庭外労働している
- ・ 家庭内労働している
- ・ 母親が出産予定
- ・ 病人の看護をしている
- ・ 家庭が災害などにあった など

## 各園の概要

区分	施設名	電話番号	対象年齢 (平成24年4月1日現在)	保育時間 (延長含む)	休園日
保育園	町立	浦安保育園	0歳～5歳 (生後6カ月から)	7:15～18:45	日曜日 祝日 年末年始 など
		逢束保育園			
		勤保育園			
		琴浦保育園			
		成美保育園			
		安田保育園			
		以西保育園			
	私立	赤碕保育園	0歳～5歳 (生後2カ月から)	7:00～19:00	
みどり保育園	53-2395				
認定こども園	町立	長時間部	0歳～5歳 (生後6カ月から)	7:15～18:45	上記のほか 土曜日
		短時間部	3歳～5歳	8:15～16:30	

## ●やばせこども園(短時間部)

対象者・資格  
やばせこども園(短時間部)に入園できるのは、平成24年4月1日現在、満3歳から満5歳の児童で、町内に居

住している方です。(家庭での保育が可能な方も入園できます)

※長時間部は保育園の入園基準と同様です。

保育時間などについては、町民生活課へお問い合わせください。

問合せ先  
各保育園または町民生活課 ☎52-11703

※古布庄保育園は、平成24年度は募集しません。  
 ※やばせこども園の開園に伴い、八橋保育園、八橋幼稚園は募集しません。  
 ※やばせこども園は、八橋保育園(☎52-2089)または八橋幼稚園(☎52-3145)に申し込んでください。

# 子ども手当が変わりました

10月分以降の受給には手続きが必要ですよ

10月から「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行されたことにより、子ども手当の支給額及び支給要件などが変わりました。

## 主な変更点

- 1、子どもの年齢と人数に応じた支給額となります
- 2、子どもは日本国内に居住している必要があります  
(留学の場合除く)
- 3、子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、父母などへの支給ではなく施設設置者などに支給されます
- 4、未成年後見人や父母指定者(父母が国外に居住している場合)に対しても、父母と同じ要件で支給されます
- 5、父母が離婚協議中で別居している場合、子どもと同居している父または母に支給されます

今回の法律の改正により、10月分以降の子ども手当を受給するためには、認定請求手続きをしていただく必要があります。

平成23年9月30日現在で子ども手当を受給されている方(公務員を除く)を対象に「認定請求書」の届出に関する通知を送付していますので、同封している注意事項をよく読んで11月30日(水)までに手続きをしてください。

問合せ先 町民生活課

TEL 52-1703

# 新しい人権擁護委員に

## 足達さんと村上さん



足達泰久さん



村上 隆さん

人権擁護委員として、人権擁護と人権思想の普及、人権相談において解決に尽くされた山脇信正さん(徳万5区)と藤田弘志さん(西仲町)が9月末の任期満了に伴い退任されました。山脇さんは平成17年に法務大臣から委嘱され人権擁護委員として、人権擁護活動に積極的に取り組んでこられました。長い間、ご尽力いただきありがとうございます。

お二人の退任に伴い、10月1日から足達泰久さん(保1区)と村上隆さん(竹内)が法務大臣から委嘱され、新たに人権擁護委員として活動していただくことになりました。お二人は「人権擁護委員の活動を通して、少しでも地域に貢献できるよう努めたい」と抱負を述べられました。

## 人権相談のご案内

各地区公民館で人権相談を行っています。人権擁護委員が相談にあたります。

秘密は堅く守られますので、気軽に相談ください。  
と き 毎月第2・第4金曜日 午前9時〜11時30分  
ところ 各地区公民館

\*会場は実施日によって異なりますので、行政放送でご確認ください。

問合せ先 町民生活課 TEL 52-1704

# 物産館ことうら チャレンジショップ出店者を募集します!



情報コーナー内 チャレンジショップ

10月にオープンした物産館ことうらでは、情報コーナーでのチャレンジショップの出店者を募集しています。

新たに商売をされたい方、事業拡充のための試行販売などをされたい方は、ぜひご利用ください。

厨房には、冷凍冷蔵庫、ガスレンジ、アイスメーカーを備えています。

申込・問合せ先 商工観光課 TEL 55-7801

東伯消防署からのお知らせ

## 秋季全国火災予防運動

11/9(水)~11/15(火)

# 『消したはず 決めつけしないで もういちど』

11月9日は「119番の日」です。9日から15日までの7日間にわたり「秋季全国火災予防運動」が実施されます。これから寒さが厳しくなると暖房器具などの火気の使用が多くなり、火災の発生しやすい時季となります。住民一人ひとりが、防火意識の高揚を図るとともに、火災を起こさないよう心願しましょう。

近年住宅火災の死者が急増していますが、7割が逃げ遅れによるものです。火災発生時に速やかに避難することができるよう、住宅用火災警報器を設置しましょう。琴浦町での設置率は57.8%とまだ設置されていないご家庭が多いようです。火災から大切な生命を守るため、寝室として使用する部屋、また寝室につながる階段の天井部分に設置しましょう。

東伯消防署では、住宅用火災警報器の設置説明会のほか、消火・防火・救急訓練などの実施申込みを随時受け付けています。

住宅火災の安全対策に、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

申込・問合せ先 東伯消防署

TEL 52-33346  
FAX 52-33347

## 県畜産共進会&畜産ふれあい祭り

10月8日に湯坂のJA全農鳥取中央家畜市場で、「県畜産共進会」が開催されました。

町内からは、和牛の部の全4部門に49頭中7頭が、また乳牛の部の全7部門には57頭中26頭が出品されました。

成績は、和牛の部では惜しくも入賞を逃しましたが、乳牛の部では、7部門中6部門で1位となり、真山健太郎さん(坂ノ上)の乳牛が未経産の部でグランドチャンピオンに輝きました。

またあわせて「県畜産ふれあい祭り」が開催され、三動物園、抽選会などのイベントや、琴浦グルメストリートの出店、特産品などの販売が行われ、好天に恵まれ秋風もさわやかな中、大勢の家族連れでにぎわいました。



未経産の部グランドチャンピオン 真山さん所有  
「ダイセンビューチャンピオンパプルス号」

## JA鳥取中央と琴浦町 家畜伝染病発生時における協定を締結

昨年宮崎県で猛威をふるった口蹄疫や、鳥根県安来市などで発生した高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生に備え、今年10月から「家畜伝染病予防法」が改正され、家畜の飼養者に埋却地の確保が義務付けられました。

牛・豚・鶏の家畜飼養数が県内トップの本町では、昨年行った調査で多くの飼養者が埋却地を確保できていないことが分かりました。町は家畜伝染病発生時に埋却地が不足する事態を未然に防ぐため、JAに対し牧草地を埋却候補地として提供していただくよう申し入れをし、合意となったため、9月30日に中部総合事務所で調印式を行いました。

当日は、山下町長とJA鳥取中央の福山巖組合長、立会人として県中部総合事務所の宮本京子所長が出席し、協定書に署名を行いました。



# アレンジ自在! 煮て、焼いて、そのまま!

もっと食べようミニトマト ~第2回ミニトマト料理コンテスト開催!~



最優秀賞の「鶏手羽元のミニトマト煮」



受賞者のみなさん  
左から鳥飼さん、青戸さん、平野さん、生越さん

琴浦町ミニトマトPR実行委員会主催の琴浦町産のミニトマト、ミニトマトケチャップ・ジュースを使った料理コンテストが9月24日にホテルセントパレス倉吉で開催されました。

県内から寄せられた応募作品33点のうち書類審査を通過した8人が出場し、腕をふるいました。

制限時間50分で完成した8作品をセントパレス調理部磯上洋食料理長を審査委員長に、ミニトマト生産者、全農やJA鳥取中央、鳥取県生協の代表、山下町長のあわせて7人が味や普及性、獨創性、地域性、芸術性の5項目で審査しました。

審査の結果、最優秀賞は生越映里さん(菟津)の「鶏手羽元のミニトマト煮」、優秀賞は平野ゆみさん(赤碓)の「洋風おでん」際立つスープが決めて!!

琴浦グルメストリート賞は青戸優果さん(県立米子南高)の「さっぱり琴浦!!ヘールシーベジトマつけ麺」と鳥飼賢吾さん(倉吉市)の「ミニとまこさん」が選ばれました。

受賞作品は今後レシピをリーフレットにして配布するほか、琴浦グルメストリートで提供していただくなどし、琴浦産のミニトマトのイメージアップを図ります。

## 家畜伝染病予防法の改正により すべての家畜の管理について届出が義務化に!

近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、「家畜伝染病予防法」が今年4月に改正され、10月からすべての家畜の管理状況の届出が義務付けられました。

### 届出の目的

家畜の管理状況を把握することにより家畜伝染病の発生の予防、早めの通報、迅速な初動対応などの体制を強化します。

### 届出の対象

牛・豚・鶏など、すべての家畜が対象です。愛玩用に家庭や学校・公園で飼育している家畜、庭でペットとして飼っている家畜も対象になります。

### 【対象家畜】

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタ)、イノシシ、鶏(烏骨鶏など)「鶏」が名につくもの、うずら、あひる(あいがも)、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥

### 12月15日までに届出を

10月1日時点の管理状況を12月15日までに倉吉家畜保健衛生所へ報告してください。

さい。来年以降は、4月15日までに2月1日時点の状況報告が必要になります。

※牛・馬など1頭、鹿・めん羊・山羊・豚など6頭未満、鶏100羽未満の「少数所有者」は、今回報告すれば来年の報告は不要です。

### 【報告事項】

- ①家畜の所有者(管理者)の住所・氏名
- ②家畜を飼養している住所(所在地)・名称(畜舎・団地名など)
- ③家畜の種類、頭(羽)数

※「少数所有者」以外の飼養者は「飼養衛生管理基準の遵守状況の報告」も必要です。

### 罰則について

報告の義務を怠ると10万円以下の過料が課せられます。

また、飼養衛生管理基準を遵守していないと、家畜伝染病発生時に、国から交付される手当金が減額、返還になる場合があります。

### 届出・問合せ先

倉吉家畜保健衛生所(倉吉市清谷町)  
☎ 26-33341

# 琴浦町職員等の給与の状況をお知らせします

琴浦町の人事行政の状況の公表に関する規定により、下記のとおり公表します。

## 1. 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成23年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成22年度	19,108人	10,252,407千円	131,593千円	1,624,766千円	15.8%

\* 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含む。

## 2. 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人あたり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成23年度	192人	718,719千円	62,277千円	251,215千円	1,032,211千円	5,376千円

\* 職員手当には退職手当を含まない。

\* 給与費は当初予算に計上された額である。

## 3. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	一般行政職			現業職(国は技能労務職)		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
琴浦町	314,677円	345,518円	43.7歳	300,245円	310,518円	52.5歳
国	327,205円	397,723円	42.3歳	283,862円	321,662円	49.5歳

## 4. 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		琴浦町		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	161,600円	177,300円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

## 5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	227,700円	273,400円	309,300円
	高校卒	195,500円	234,600円	281,000円
技能労務職	大学卒	-	-	-
	高校卒	187,300円	217,700円	256,500円

## 6. 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長・主任	課長補佐	課長	課長	
職員数	29人	25人	72人	48人	23人	6人	203人
構成比	14.3%	12.3%	35.5%	23.6%	11.3%	3.0%	100.0%

\* 琴浦町の給与条例に基づく給料表行(一)適用の級区分による職員数とする。

\* 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

## 7. 職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		琴浦町			国															
期末手当 勤勉手当	平成23年度支給割合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分</td> <td>1.35月分</td> </tr> </table>				期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分	計	2.60月分	1.35月分	左に同じ			
		期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.225月分	0.675月分																		
12月期	1.375月分	0.675月分																		
計	2.60月分	1.35月分																		
職制上の段階、職務の級等による加算措置等	有																			
退職手当	支給率	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.50月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </table>				自己都合	定年	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	左に同じ
		自己都合	定年																	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分																	
勤続25年	33.50月分	41.34月分																		
勤続35年	47.50月分	59.28月分																		
最高限度額	59.28月分	59.28月分																		
その他の加算	定年前早期退職特例(2~20%加算)																			
一人あたり平均支給額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>定年</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>20,185千円</td> <td>24,705千円</td> </tr> </table>				自己都合	定年	平成22年度	20,185千円	24,705千円											
	自己都合	定年																		
平成22年度	20,185千円	24,705千円																		
扶養手当	ア. 配偶者 13,000円 イ. 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ウ. 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子 5,000円加算			左に同じ																
住居手当	月12,000円を超える家賃を支払っている借家の居住者 最高 27,000円																			
通勤手当	ア. 交通機関などの利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額 最高 55,000円 イ. 自動車などの利用者(通勤距離2km以上) 2,000円~24,500円																			

## 8. 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		給料月額等						
給料	町長	802,000円						
	副町長	642,000円						
報酬	議長	321,000円						
	副議長	233,000円						
	議員	217,000円						
期末手当	町長	<table border="1"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.40月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.55月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.95月分</td> </tr> </table>	6月期	1.40月分	12月期	1.55月分	計	2.95月分
	6月期		1.40月分					
	12月期		1.55月分					
	計		2.95月分					
副町長								
議長								
副議長								
議員								

## 9. 年度別 総職員数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人数	264人	246人	246人	233人	224人	217人	214人

これらのほか、下記の項目につきましては、琴浦町ホームページに掲載しています。

琴浦町ホームページアドレス

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/cms/index928.html>

- ・職員の任免及び職員数に関する状況
- ・職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- ・職員の分限及び懲戒処分の状況
- ・職員のサービスの状況
- ・職員の福祉及び利益の保護の状況
- ・その他町長が必要と認める事項

# 各地区で町民運動会開催

10月2日に八橋、浦安、下郷、上郷、古布庄、赤碓、成美の各地区で町民運動会を開き、多くの住民が参加し、にぎやかに競技を楽しみました。運動会の様子を一部、写真でお伝えします。

息をあわせてコントロール  
「あら〜お邪魔しました」  
仲良しカンゴがし(八橋地区)



玉入れ(八橋地区)

玉がたくさん入ったかなあ〜？  
「そーれ！もう一つ入れよう！」



宝つり(浦安地区)

「宝、取ったぞ！」



綱引き(浦安地区)

ひっくりかえりそうになりながら、力いっぱい引っ張るぞ！



満水リレー(下郷地区)

こぼれないように！  
そーっとね



自転車リムまわし(下郷地区)

スタートしました！  
うまく転がるかな？



おととと！  
ボールを落とさないようにね  
ゆっくり早く(上郷地区)



新聞くぐりリレー(上郷地区)

上手に破って慎重にくぐりましょう！



大きなお口をあけて！うまくとれるかな？  
食えてコー！（古布庄地区）



加足リレー（古布庄地区）

最初の一步が難しい！息を合わせて三人四脚！



おじいちゃんと仲良く宝をゲット！

（赤碕地区）



（赤碕地区）

みんなで力を合わせて、それ！1、2！1、2！



総合優勝出上2区応援にも力が入ります

（成美地区）



（成美地区）

綱引き2年連続優勝の水口大石チーム



11月開催

## 各地区の公民館まつり

### 第23回下郷公民館まつり

とき：12日（土）～13日（日） 9:00～  
ところ：カウベルホール

### 古布庄まつり2011

とき：12日（土）～13日（日） 9:00～  
ところ：古布庄地区公民館・古布庄小学校

### 浦安地区公民館まつり

とき：13日（日） 9:00～  
ところ：浦安地区公民館

### 第26回上郷地区公民館まつり

とき：19日（土）～20日（日） 9:30～  
ところ：上郷地区公民館

### 第25回八橋地区公民館まつり

とき：20日（日） 9:00  
ところ：八橋地区公民館・前庭

## 以西地区グラウンドゴルフ大会結果

10/16 赤碕総合運動公園

	優勝	準優勝	第3位
男性の部	山川	大熊	赤碕金屋
女性の部	大熊	大父	国実
寿の部	宮木	赤碕金屋	大熊



町で楽しく暮らす ①

収穫の季節です。みなさん、畑の野菜はいかがでしょうか。私のレンタル畑は草ぼうぼうで、夏からほとんどお手上げ状態です。畑づくりの先生、怠けた生徒ですみません！でも、ありがとうございました。いただいたズッキーニは最高でした。また、私が琴浦に来る前に一番楽しみにしていたことが畑仕事だったので、それを叶えただけでも嬉しいですし、自給自足の夢へと一歩近づいたような気がします。

今年是最後に失敗しましたがたくさん収穫できましたし、去年もベランダ畑にチャレンジして大成功でした。みなさんのご指導と支援のもとで、きゅうりが天井まで届きました。（役場本庁舎の前の道路から私の部屋がくつきり見えました）私が食べても余るくらいにたくさんのもので採れました。ベランダも畑も、見ているだけで幸せになり、土を肌で感じながらこの世に私が根付いていることを実感しました。

それで私は、琴浦の夏、とても楽しくて幸せな生活をする事ができました。私が作ったものを私が食べる。都会では空想に近かった夢が現実になりました。これは琴浦の親切なみなさんがいてくれたからです。ありがとうございます。

今年の秋もたくさん食べましょう！  
これからもよろしく願います。

塩谷定好 「懐古展」

琴浦町出身の世界的写真家、塩谷定好さんの展示会です。作品のほか、塩谷さんが愛用していた撮影器具などを展示します。

とき

11月22日（火）～27日（日）

午前9時～午後5時

ところ

まなびタウンとうはく

4階第1展示ホール

とき

11月23日（水）

午後2時～3時30分

ところ

まなびタウンとうはく3階

ハイビジョンシアター

講師

鳥取県立博物館主任学芸員

竹氏倫子さん

塩谷さんは日本の芸術写真を代表する写真家で、国内のみならず、海外でも高い評価を得ながら、ふるさとを離れることなく生涯にわたって写真を撮り続けられました。その作品には地元赤碕をはじめ、県内の風物を題材にしたものが多く塩谷さんの郷土に対する愛情が感じられます。



「大娯楽」（昭和32年）



塩谷定好さん経歴

（1899～1988・塩屋町）

小学生の時から写真を始め、鳥取県立倉吉農学校卒業後、本格的に写真を撮り始める。大正8年に赤碕に写真グループ「バストクラブ」（後の写真会）を設立。芸術写真の分野で国内の草分け的存在として、戦前の絵画主義・芸術主義の写真の時代に活躍する。昭和50年に「塩谷定好名作集」が出版されると、その作品は再評価され、ヨーロッパやアメリカでの巡回展への出展など、国内のみならず海外からも高い評価を得る。平成22年、その功績により、琴浦町名誉町民に選ばれる。

## 感謝すること



アメリカの11月といえば、何をおいても感謝祭が有名です。普通、友達や家族がごちそうを囲んで一堂に会し、おのおのが感謝したことを振り返ります。

日本に来てからというもの、私たちはアメリカでしていたようには、感謝祭のお祝いできていません。今使っているオーブンは七面鳥の丸焼きには小さすぎますし、私たちの家族はとても遠くにいますから。でも私たちは、アメリカにいた頃と同じようにお祝いをするよりも、感謝する気持ちが大切だと感じています。だから今年、私たちはテーブルの上に一つの瓶を置きました。小さな紙に感謝したことを書いて、瓶に入れることにしたのです。多分、学校にもこの瓶を持って行って、生徒にも感謝したことを書いて入れてもらうでしょう。今月の終わりには瓶が一杯になっているといいです。

私にはすでに感謝したいことがあります。ここに住んでいて、たくさん感謝したことがあるのです。赤碕に先生として来ることができたこと、素晴らしい先生や生徒たちに囲まれ共に歩み始めたこと。そして、赤碕でのたくさんの素敵な人たちとの出会い。あなただったら何を書いて入れますか。

## kotoura Newsletter

このコーナーでは毎月、英語指導助手によるエッセイを、英語と日本語で掲載していきます。

From **Nickola Marquette**

文／ニカラ・マーケット

訳／中原 明菜（赤碕中学校英語教諭）

### Giving Thanks

In November in America we celebrate Thanksgiving. Usually we get together with friends and family around a big meal and remember all the things we are thankful for.

Since coming to Japan we haven't been able to celebrate Thanksgiving the way we would back home. Our oven is too small to cook a whole turkey and our family is very far away. We've decided those things aren't as important as remembering to be thankful for the things we do have. So this year we will put a jar on our table. We will write things we are thankful for on small pieces of paper and put them in the jar. Maybe I will even take it to school and ask my students. Hopefully by the end of the month that jar will be full.

I already know some of the things I will write. There are so many things about living here I am thankful for. I'm thankful for being able to come to Akasaki to teach. I'm thankful for the wonderful group of teachers and students I get to work with. And I'm very thankful for all the nice people we have met here. What are you thankful for?

\*子育ての合言葉「10秒の愛」⑧

### 10秒の愛で

### 子どもたちに変化が

このシリーズでは、10秒の愛キャンペーンのさまざまな取組みを紹介してきました。今回はこのような取組みによって子どもたちにどんな変化が期待できるのか考えてみたいと思います。

まず、子どもと向き合いしっかりと愛を伝えることが10秒の愛の取組みでした。こうして愛をもらった子は、周囲にも同じように接することができるようになります。例えば、絵本を読んでもらった子が、弟に読んであげるようになったり、大人にしっかりと話を聞いてもらうと今度はその子が友だちの話を聞くようになったりします。愛をもらった子は周囲に愛をあげる子になります。

また、親の愛が伝わり、子どもが笑顔になると、親も笑顔になります。こうして実践してみると、子どものためだけでなく、親自身の生活に変化が生まれてきます。理解してもらうための伝え方を考え、子育てに対して、ゆとりやユーモア、余裕が生まれるのです。10秒の愛が一人に伝わればみんなに伝わるのですね。



シバグリの植樹をする親子

## 船上山で150人が植樹 とっとり共生の森整備事業

とっとり共生の森整備事業による第4回目の植樹を10月2日に船上山の「育みの森」で行いました。この事業は、平成19年に損保ジャパン・鳥取県・琴浦町が森林環境保全のため植林及び育林活動を目的に協定を締結し、毎年同所で植樹を行っているものです。

今年は、損保ジャパン社員とその家族、地元大熊部落の方々などおよそ150人が参加し、コナラ・シバグリ・ヤマザクラなど600本の苗木を植えました。昨年に続き石の多い急斜面での作業になりましたが、無事植樹を終えることができました。

最終年となる来年度は、今回整備した「育みの森」、「集いの森」で植樹や下刈りなどの森林保全活動を展開する予定です。

## そばの花をスケッチ 東伯中学校1年生の農業体験学習

東伯中学校1年生は、毎年、野田集落のみなさんに協力していただきながら、そばの栽培をとおして農業体験を行い、食の大切さを学び、地元の方たちとの交流を図っています。

9月26日に生徒たちは野田のほ場に出かけ、白い花を丁寧にスケッチしました。生徒たちは8月にそばの種まきをしましたが、その後の台風の影響もあり、例年より花の咲き具合が悪い中での生育観察となりました。スケッチした作品は文化祭で展示される予定です。

今後、生徒たちは野田の方の指導を受けながら、11月にはそばの収穫、12月には野田産のそば粉を使って、手打ちそばを作る予定です。



そばの花のスケッチに取り組む生徒たち



流木などに混じってプラスチックなど人工のゴミがたくさん漂着していた海岸

## 琴浦の海岸をきれいにしよう クリーンキャンペーンで海岸清掃

コスモアースコンシャスアクトクリーンキャンペーンが10月8日にポート赤碕の北側海岸で行われました。これは環境保全を目的にコスモ石油㈱とFMラジオ局が共同で全国的に行っている取組みの一環で、当日はおよそ500人が海岸清掃に参加しました。先の台風の影響で流木が多く漂着していましたが、ペットボトルなど人工物のゴミを中心に集め、45リットルのゴミ袋が330個にもなりました。集めたゴミは、1リットル10円として主催者から東日本大震災の義援金として寄付されます。



自分の名前の書かれた袋のかかった梨を収穫する児童たち

## 甘くて大きな梨に育ったよ！ 小学生が梨の収穫と選果場見学

9月8日から15日にかけて、八橋小学校、浦安小学校、安田小学校、成美小学校、東伯小学校、古布庄小学校児童が、それぞれ、藤井保男さん（岩本）、山崎肇さん（齊尾）、来家喬さん（竹内）、山田孝志さん（杉下）が管理されている果樹園で梨の収穫作業を体験しました。

児童たちはこれまでに交配、摘果と小袋掛け、大袋掛けの作業を行っています。

自分が育てた梨を食べた児童たちは、「すごくおいしい」と収穫の喜びをかみしめました。

また収穫作業後は、東伯・赤碓梨選果場を訪れ、梨が出荷されるまでの様子を見学しました。

この体験を通して児童たちは、町の特産品である二十世紀梨の生育の様子や栽培の難しさなどを学習し、同時に自分たちで育て、食べる喜びを味わいました。

## 新たな観光拠点が誕生 物産館ことうらオープン

山陰道琴浦パーキングエリアの北側隣接地に建設を進めていた物産館ことうらを10月14日にオープンしました。物産館ことうらは交通量の増加している山陰道において、憩いの場の提供のほか、町内外へ琴浦町の観光情報、特産品を発信する観光拠点としての役割が期待されます。

当日は、オープン前から店舗入口の前に開店を待つ人の長蛇の列ができ、館内では商品を選んだり食事を楽しんだりする多数の来場客でにぎわいました。



オープン初日、多数の来場客でにぎわう店内



カラフルなバンダナを巻いて元気に歌を披露する園児たち

## 園児の笑顔はじける音楽会 第4回ドレミのファミリー音楽会

ドレミのファミリー音楽会が10月12日にカウベルホールで開催されました。この音楽会は子どもたちに音楽に親しんでもらおうと、毎年この時期に開かれています。

第1部で町内のすべての保育園と幼稚園の年長児による合同演奏会、第2部では県内出身のトランペット奏者の田中みつとしさん、エレクトーン奏者の干村浩子さんによる演奏を鑑賞しました。当日は、園児の保護者をはじめ多くの方が来場され、会場は笑顔に包まれました。



## 発達障がいとは ②

高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群）の診断をするにあたっては、本人だけではなく、家族や周囲の人からの話も参考になります。また、現在の所見だけではなく、過去、特に就学前から小学校低学年ごろの状況を知りたい

ところです。アスペルガー症候群の人を支援するには、アスペルガー症候群の人がどのような特徴を持っているのかを知ると同時に、その人自身の特徴も知っておくことが重要です。ただ、診断にあたっては、明確な境界線があるわけではありません。これらの特徴が強くても、社会で十分に適応して仕事や学校生活を送っている人もいれば、特徴そのものは軽くても、何らかの生活のしづらさを持つている人もいます。大人の場合、社会適応に問題がなければ、あえて診断をするということはありません。

これらの特徴は、アスペルガー症候群でない人にも、少なからず見られるものもありますので、診断や関わりについては、専門の相談機関・医療機関に尋ねてみてください。

### 主な特徴

#### 1、知覚過敏

聴覚、視覚、嗅覚、味覚、体感などのさまざまな知覚の過敏性を持っており、これらが集団生活を送るうえで大きな苦痛となってきます。思春期を迎えると、特に、聴覚や視覚の過敏が課題になります。聴覚過敏が強いと、にぎやかな所や怒鳴り声などがする場面で、強い不安感や疲労感を感じます。視覚過敏があると、緊張すると集団や人の視線が気になると話される人もいます。一方で、目で見たものに対して高い記憶力を持っている人も少なくありません。これらの知覚過敏の度合いは、身体的、精神的ストレスが高まってくると、より強くなってきます。

#### 2、コミュニケーション障害

抽象概念の理解が十分にできま

せん。そのために、会話の内容を十分に把握できません。場の雰囲気を読み、集団の暗黙の了解が分からないので、場にそぐわない行動をしてしまい、周囲から誤解を招くことがあります。

#### 3、興味の集中、こだわり

特定の物事に対して興味関心の集中があります。また、自分なりのルールや関心事にもこだわりが見られます。予定通りに物事が進んでいると安心できるのですが、急な予定変更があると強い混乱を示したり、新しい場面には強い不安感を抱きます。比較的、臨機応変に対応できる人もいますが、自分なりのこだわり部分がそこに関係すると、頑固さがより強くなってきます。

ほかにもさまざまな特徴がありますが、これらの特徴を「治す」のではなく「うまくつきあう」ためには、自分自身の得意なところ、苦手なところを知っていくことも重要ですが、周囲の人が本人の特徴や生活のしづらさをきちんと理解しておくことも重要です。

（文：鳥取県立精神保健福祉センター

所長 原田 豊さん）



## 犬の登録と

### 狂犬病予防注射は

### お済みですか

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は必ず登録して、毎年、狂犬病予防注射を受け、役場で注射済票の交付を受けなければなりません。

対象となっている犬については、すでに飼い主にハガキで通知を行い、集合注射などで終了したところですが、まだ狂犬病予防注射を受けていない方が見受けられますので、速やかに動物病院で予防注射を受けてください。また、飼っていた犬が亡くなったときや、所有者または所在地などが変わったときは、異動の手続きが必要となります。印章をお持ちのうえ、役場町民生活課または分庁総合窓口係に届出をお願いします。

#### 各種手数料など

- ・動物病院での狂犬病予防注射代金 2,400円
- ・役場での注射済票の交付代金 550円
- ・新規登録料 3,000円

問合せ先 町民生活課 ☎52-1703

# 納めた国民年金保険料は税金の控除の対象です

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類を添付しなければなりません。

このため、今年中に国民年金保険料を納めた人には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明

書」が送付されます。

年末調整や確定申告の際には、この証明書（または領収証書）が必要です。大切に保管して、申告をするときに添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

## 問合せ先

控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570-0700-117

月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

～健康づくり推進委員会から～

## 禁煙ポスターを作成しました

琴浦町では、健康づくりの一環として禁煙を推進する取り組みを行っています。

この度、町民のみなさんに「タバコ」についての正しい認識を持ち、禁煙への意識を高めてもらうことを目的に「喫煙者には耳の痛い話、タバコの悪影響」と題した禁煙ポスターを作成し、各部落に配布しました。

みなさんは部落の集会所や公民館などで見ていただいたでしょうか。

タバコの悪影響についてはさまざまな所で耳にされていると思いますが、なかなか禁煙にはつながりにくいのが現状のようです。

このポスターをきっかけに地域で禁煙について、話し合う機会を持っていただけたらと思います。



## 禁煙治療費助成が始まりました

鳥取県では、年齢の若い方や、喫煙年数が少ないために医療保険による禁煙治療を受けることができない方（自費治療となる方）を対象に、保険適用相当分を助成する事業が実施されます。

くわしくは、中部福祉保健局健康支援課（☎ 23-3146）までお問い合わせください。

## 心癒される渚のしらべ

「鳴り石の浜」CDの寄贈がありました

琴浦町の海岸の魅力「鳴り石の浜」を伝える活動をしている鳴り石の浜プロジェクトから「鳴り石の浜 渚のしらべ」のCDが町に寄贈されました。

鳴り石の浜とは琴浦町赤碓にある護岸整備のされていない海岸で、波にもまれて丸くなった大小さまざまな石が、打ち寄せる波によって転がり、ゴロゴロと音がすることからそう呼ばれます。CDには鳴り石の浜の波音と石の鳴る音が30分収録されています。寄贈されたCDは町内の各保育園と幼稚園に贈られました。

CDを作成した鳴り石の浜プロジェクトは全国的にも珍しいこの海岸を保全するため清掃活動などのほか、町内外にPRし地域活性化につなげる活動をされています。



鳴り石の浜プロジェクトのリーダーの馬野慎一郎さん（左）とサブリーダーの上田啓悟さん。CDは10月にオープンした物産館ことうらなどで販売されています。

ところ 総合体育館

### 【バスケットボール大会】

バスケットの好きな人集まれ！部別リーグ戦をします。

と き 12月11日（日）、18日（日）、1月15日（日）、29日（日）

※開会式は12月11日（日）8：30

ところ 総合体育館

種 目 ・男子の部－1部～3部 各リーグ戦  
※初めて参加されるチームは3部  
・女子の部－参加チームによるリーグ戦

参加資格 町内在住者及び町内在勤者

参加費 1チーム1,000円

申込期限 11月25日（金）

代表者会議・抽選会

と き 11月28日（月）20：00～

ところ 総合体育館

### ■各種大会申込・問合せ先

総合体育館 ☎ 52-2047

農業者トレーニングセンター ☎ 55-2707

## 催しもの

### 町の各種スポーツ大会

#### 【米子一鳥取間駅伝競走大会】

琴浦町の選手も出場しますので、沿道での温かいご声援をお願いします。

と き 11月12日（土）・13日（日）

と ころ 1日目 東山陸上競技場～倉吉陸上競技場

琴浦町通過予定：赤碓中継所（上野）12：00、浦安中継所（逢東6区公民館西側）12：22

2日目 倉吉陸上競技場～鳥取県庁

#### 【総合バドミントン大会】

と き 11月20日（日）9：00～

と ころ 総合体育館

種 目 団体戦の部（混合複、自由複、自由単）、個人戦の部（男子シングルス、女子シングルス、混合ダブルス）

申込期限 11月10日（木）

#### 【剣道大会】

小学生の高学年と保護者による親子対決もあります。

と き 11月23日（水）9：00～

と ころ 農業者トレーニングセンター

種 目 基本判定・個人戦・団体戦・親子対決

申込期限 11月18日（金）

#### 【琴浦町ソフトバレーボール大会】

気軽に4人のチームを作って参加してください。

と き 11月27日（日）8：30～

と ころ 総合体育館

種 目 一般の部（男女2人ずつ）、ファミリーの部（小学生2名・30歳以上男女）、レディース1部（4人の年齢の合計が179歳以下）、レディース2部（4人の年齢の合計が180歳以上）

申込期限 11月18日（金）

#### 【9人制バレーボール大会】

男女別で行います。地域や職場仲間などでチームを作ってご参加ください。

と き 12月4日（日）9：00～

と ころ 農業者トレーニングセンターほか

参加資格 町内在住者及び町内在勤者

申込期限 11月25日（金）

代表者会議・抽選会

と き 11月28日（月）19：00～

### 木とのふれあい祭り

と き 11月6日（日）10：00～14：00

と ころ 鳥取県中部森林組合琴浦支所

内 容 先着300名に粗品進呈、木材製品展示販売、木工教室、椎茸植菌体験、紙すき体験、林業機械販売、包丁砥ぎ、林業相談、チェーンソーアート、飲食コーナー（餅つき、とち餅、山菜おこわ、手打ちそば、なめこ汁（無料））

主 催 鳥取県中部森林組合

問合せ先 琴浦支所（高岡）☎ 55-7311

### バリアフリー映画上映会

視覚や聴覚に障がいのある方にも楽しんでいただけるよう、音声ガイドや字幕の付いたバリアフリー映画の上映会を行います。障害のある人もない人も一緒に楽しみましょう。

上映映画 「不良少年の夢」

内容紹介 ヤンキー先生で有名な義家弘介先生の自伝を映画化した作品です。

と き 11月13日（日）13：30～16：00

と ころ まなびタウンとうはく3階

ハイビジョンシアター

※入場は無料です。

問合せ先 琴浦町図書館 ☎ 52-1115

## 自然とあそぶ 山田輝男作品展

動物や昆虫の姿を表情豊かに表現した竹細工や、能面・笛などの作品を展示します。

出展者 山田輝男さん（下伊勢在住）  
とき 11月1日（火）～22日（火）  
ところ 琴浦町図書館本館  
問合せ先 琴浦町図書館 ☎ 52-1115

## 「鳥取の鍔絵・なまこ壁」パネル展

鳥取県内の代表的な鍔絵・なまこ壁のパネルを展示しています。ご来館は赤碓分館の開館時間内をお願いします。

とき 11月13日（日）まで  
ところ 琴浦町図書館赤碓分館  
問合せ先 図書館赤碓分館 ☎ 55-7547

## 募 集

### 陸上自衛隊高等工科学校生徒

将来の陸上自衛官となる高等工科学校生徒の採用試験が下記のとおり行われます。受験料無料。

受験資格 平成24年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子で日本国籍を有する方

受付期間 **【推薦採用試験】**  
11月1日（火）～12月16日（金）  
**【一般採用試験】** 11月1日（月）～平成24年1月6日（金）

試験日 **【推薦採用試験】** 平成24年1月7日（土）～9日（月）の間で指定する1日  
ところ 陸上自衛隊高等工科学校（神奈川県横須賀市御幸浜2-1）

内容 口述試験、筆記試験（作文を含む）、身体検査

**【一般採用試験】** 一次試験：平成24年1月14日（土）

ところ 鳥取県内  
内容 国語、社会、数学、理科、英語、500字程度の作文 ※作文以外はマークシート方式

待遇 生徒手当に月額94,900円  
問合せ先 総務課 ☎ 52-2111

## 部落解放文化祭

### ●第36回とうはく部落解放文化祭

テーマ 「つどい、学び、つながり、未来を創造しよう」～自ら進んで参加する取り組みをしよう！～

とき 11月26日（土）～29日（火）  
ところ 東伯文化センター

主な催し

**【26日（土）】** 19：00 夜のつどい

**【27日（日）】**

9：00 開催式、小・中学生学習会など発表

14：00 寿大学共催人権・同和教育講演会

講師 辻本一英さん

（阿波木偶箱廻しを復活する会）

演題 ばあちゃんからのメッセージ

～福を運んだ人形まわし～

問合せ先 東伯文化センター ☎ 52-2773

### ●第26回あかさき部落解放文化祭

テーマ 「未来を創造し自らが部落解放への情熱をたぎらせて」

とき 11月19日（土）～21日（月）

ところ 赤碓文化センター

主な催し

**【19日（土）】** 9：00 子どもまつり

19：15 開会式

19：30 解放教育講演会

講師 中倉 茂樹さん

（徳島県人権エンタメ集団『友輝』）

演題 「ぬくもりを感じて」

～部落差別をとおして学ぶ～

**【20日（日）】** 9：30 ～日曜バザー

14：00 ～小学生学習発表

問合せ先 赤碓文化センター ☎ 55-0741

\*詳しくは今月の町報と一緒に配布しているチラシをご覧ください。

### 「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」が赤碓分館にやって来る!

講談社の「全国訪問おはなし隊」が赤碓分館にやって来ます。キャラバンカーの中を見学して、好きな絵本を読むことができます。絵本の読み聞かせもあります。

とき 11月19日（土）

・キャラバンカー見学（分庁舎前駐車場）

10：00～10：30

・おはなし会（分庁舎2階多目的ホール）

10：35～11：05

問合せ先 図書館赤碓分館 ☎ 55-7547

ところ まなびタウンとうはく3階調理室  
 内容 「お楽しみイベントで交流！」  
 みんなでそばうちに挑戦!!  
 ※11月9日(水)までに町民生活課戸籍係まで  
 申し込んでください。  
 申込・問合せ先 町民生活課 ☎ 52-1704  
 ※この記事は漢字にすべてふりがなをつけています。

## 返済不要 町進学奨励金を活用ください

本制度は、今年度から対象を町内に住んでいるすべての高校生に拡大しました。奨励金を受給するには所得制限などがありますので、くわしくは人権・同和教育課までお問い合わせください。なお、支給は申請手続きの翌月分からになりますので、できるだけ早く申請してください。

### 対象者

#### ①高等学校奨励金

町内に住所を有する高校生、高等専門学校生

#### ②大学、専修学校奨励金

町内に住所を有する同和地区出身者または同和地区の大学生、短大生、専修学校生など

支給条件 町県民税課税標準額をもとに決定

申請・問合せ先 人権・同和教育課

(まなびタウンとうはく3階)

☎ 52-1162

## 国保特定健診は必ず受けましょう

メタボリックシンドロームを放置しておく、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中など命に関わる病気を引き起こすことになりかねません。

特定健診は、メタボリックシンドロームなどをいち早く発見し、予防・改善を図るために行われています。毎日を元気で快適に暮らしていくために、年に一度は必ず健診を受けましょう。

受診期限 12月中

受診場所 指定の医療機関

持参するもの 保険証・受診券

問合せ先 町民生活課 ☎ 52-1707

## 東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へお知らせ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置などを受けられます。軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、税務課(☎ 52-1702)にお問い合わせください。

## 商工街路灯のスポンサー

東伯地域の国道9号線沿いにある商工街路灯に店舗の広告看板を設置していただけるスポンサーを募集しています。ただし、看板設置費用、毎月の街路灯の電気代はスポンサー負担となります。問合せ先 商工観光課 ☎ 55-7801

## 案内

## 体育施設夜間利用調整会

12月と1月に下記の施設の利用を希望されるチームの代表者は必ず出席してください。

とき 11月16日(水) 18:00

ところ 総合体育館

対象施設 総合体育館、東伯勤労者体育センター、東伯中学校体育館、東伯中学校グラウンド、八橋・浦安・東伯・古布庄小学校体育館

問合せ先 総合体育館 ☎ 52-2047

## 町内在住外国人交流広場を開催します

町内にお住まいの外国人を対象に気軽に参加できる交流広場を開催します。交流が広がり、気軽に相談できる場所ですので、たくさんの方の参加をお待ちしています。託児もありますので、お子さんと一緒に参加できます。

### 【交流広場①】

とき 11月13日(日) 10:00~12:00

ところ まなびタウンとうはく3階会議室

内容 ミニ講演

テーマ 「地域で楽しくくらすために」

講師 沈 恵敬さん(琴浦町国際交流員)

「聞いてみよう!話してみよう!」を合言葉に在住外国人同士の交流を深め、自分たちが抱える問題の解決に取り組む。

### 【交流広場②】

とき 12月18日(日)

9:30~14:00

ところ まなびタウンとうはく3階調理室

内容 「東伯婦人会と琴浦町の食材を使った料理に挑戦!!」

調理&会食をしながら交流を深める

### 【交流広場③】

とき 1月29日(日) 10:00~13:00

## 11月の無料相談

### ●行政相談

内 容 役所の仕事や手続き、サービスなど

#### 【社会福祉センター】

と き 11月16日(水)  
9:00～11:30

#### 【老人福祉センター】

と き 11月24日(木) 13:30～16:00  
問合せ先 総務課 ☎ 52-2111

### ●夜間納税相談

内 容 納税に関すること

と き 11月30日(水) 17:30～19:30

と ころ 役場本庁舎税務課

問合せ先 税務課 ☎ 52-1712

### ●人権相談

内 容 人権問題全般

以西地区公民館

と き 11月11日(金) 9:00～11:30

下郷地区公民館

と き 11月25日(金) 9:00～11:30

問合せ先 町民生活課 ☎ 52-1704

### ●健康相談

内 容 身体の健康問題全般

と き 11月7日(月) 9:30～11:00

と ころ いきいき健康センター

問合せ先 健康福祉課 ☎ 52-1705

### ●からだと心の健康相談

内 容 身体と心の健康問題全般

と き 11月21日(月) 9:30～11:00

と ころ 保健センター

問合せ先 健康福祉課 ☎ 52-1705

### ●もの忘れ相談(予約制)

内 容 もの忘れや認知症に関する相談

と き 11月1日(火)

#### 【いきいき健康センター】

受付時間 13:00～13:30

#### 【保健センター】

受付時間 15:00～15:30

予 約 電話で問合せ先まで  
(先着順、定員になり次第終了)

問合せ先 琴浦町地域包括支援センター  
(健康福祉課内) ☎ 52-1525

### ●農家相談

内 容 農地・農業問題全般

と き 11月7日(月) 9:00～正午

と ころ 役場分庁舎3階農業委員会事務局

問合せ先 農業委員会事務局 ☎ 55-7809

### ●行政書士相談(当日受付、先着順)

内 容 相続、遺言、悪徳商法被害など

と き 11月18日(金) 16:00～20:00

と ころ 琴浦町図書館相談室

問合せ先 琴浦町図書館 ☎ 52-1115

鳥取県行政書士会 ☎ 0857-24-2744

## 認定農業者の申請受付中

「認定農業者制度」は、町内の中核的担い手農家として、経営の拡大やコストダウンなどの経営改善に取り組む農業者の計画を町が認定し、実現に向けて関係機関が連携して支援する制度です。認定されると、融資や農地借り入れなどについて有利な支援が受けられます。現在、町内の認定農業者は、175人。認定農業者でつくる協議会では、全国担い手サミットや農家相互研修などを企画・実施しています。あなたも、認定農業者になりませんか。

申請期限 11月15日(火)

相談・問合せ先 農林水産課 ☎ 55-7802

東伯農業改良普及所 ☎ 52-2125

## 県民手帳販売中です

鳥取県民手帳には、カレンダーやスケジュール帳などのほか、県内の年中行事、鳥取の特産物旬カレンダーなど便利な情報が満載です。

価 格 600円

取扱場所 役場総務課、分庁舎総合窓口係、各地区公民館

## 第3回琴浦会 西日本地区交流会を開催

琴浦会西日本地区交流会を開催します。懐かしい方言や思いがけない再会、ふるさと琴浦の味を味わって、楽しいひと時を過ごしましょう!

と き 11月23日(水) 11:30～

と ころ 大阪新阪急ホテル 2階宴会場

参 加 費 8,000円(当日ご持参ください)

問合せ先 琴浦町関西事務所

☎ 06-6131-6505

## カウベルホールの催しもの(11/1～12/5)

11月19日(土)	介護予防フェスティバル (13:30～)
12月4日(日)	琴浦町人権フェスティバル 「第7回 琴浦町差別をなくする町民のつどい」

問合せ先:カウベルホール ☎ 53-1516

## ありがとうございます

### ふるさと未来夢寄附金へのお礼

(平成23年9月1日～平成23年9月30日受付分)

高山 あやみ 様 (大阪府)

安達 澄子 様 (大阪府)

### ■平成23年度の寄附の状況

(平成23年9月30日現在)

寄附金の額 652,000円

ご寄附いただいた方 16人

●女性法律相談（電話予約制）

内 容 法律全般（女性のみ）  
と き 11月16日（水）10：00～正午  
と ころ 中部総合事務所福祉保健局相談室  
予 約 電話で問合せ先まで  
（先着順、定員になり次第終了）  
問合せ先 鳥取県中部総合事務所福祉保健局  
障がい者支援課心と女性の相談室  
☎ 23-3152

●心の健康相談（電話予約制）

内 容 心の健康問題全般  
と き 11月11日（金）15：00～16：30  
予 約 電話で問合せ先まで  
（先着順、定員になり次第終了）  
問合せ先 鳥取県中部総合事務所福祉保健局  
障がい者支援課心と女性の相談室  
☎ 23-3152

●多重債務・ヤミ金融等相談会（電話予約制）

内 容 クレジット、消費者金融、ヤミ金融、  
各種ローンの相談  
と き 11月25日（金）13：30～16：00  
と ころ 倉吉未来中心会議室  
予 約 電話で問合せ先まで  
（先着順、定員になり次第終了）  
問合せ先 鳥取県中部消費生活相談室  
☎ 22-3000

●教育相談会

内 容 教育に関すること全般  
と き 11月24日（木）14：00～17：00  
と ころ 中部総合事務所  
問合せ先 鳥取県教育センター教育相談課  
☎ 0857-28-2322

社会福祉協議会の無料相談

予約・問合せ先 琴浦町社会福祉協議会  
☎ 52-3600

●心配ごと相談

内 容 日常生活での困りごとなど

【社会福祉センター】

と き 毎週水曜日（祝日除く）  
9：00～11：30

【老人福祉センター】

と き 毎週木曜日（祝日除く）  
13：30～16：00

●社会保険労務士による年金相談（予約優先）

内 容 年金問題全般  
と き 11月22日（火）9：00～11：30  
と ころ 社会福祉センター  
予 約 電話で問合せ先まで

●弁護士による法律相談（電話予約制）

内 容 法律全般  
と き 11月24日（木）13：30～15：30  
と ころ 社会福祉センター  
予 約 電話で問合せ先まで  
（先着順、定員になり次第終了）

